

「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、身体的距離の確保やマスクの着用など、いわゆる「新しい生活様式」を日常生活に取り入れることが求められているところです。

一方で、障害のある方の中には、その障害特性により、「新しい生活様式」を実践することが難しく、新たな困りごとを抱えている方もいます。

そこで、本市では、誰もが安心して暮らすことができるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を心掛けながらも、それぞれの障害特性等により、困りごとを抱えている方がいることを知っていただくとともに、必要な支援や配慮等について周知・啓発していく必要があると考えております。

まずは、令和2年度第2回市民会議において、「コロナ禍において生じた困りごと」をテーマとして、意見交換を行っていただきました。

2. 意見内容

別紙「コロナ禍において生じた困りごとについて（令和2年度第2回市民会議より一部抜粋）」のとおり。

3. 今後の方針及びスケジュール（予定）

市民会議参加者から挙げられた事例を取り上げ、必要とされる配慮を検討し、とりまとめる。とりまとめの成果物をどのような形としていくのか、それをどのように周知・啓発を行っていくことが効果的であるか、令和3年度の市民会議において寄せられたご意見をもとに、障害者権利擁護委員会及び障害者政策委員会において検討していく。

<スケジュール>

令和3年3月	令和2年度第3回市民会議
	事例に対する配慮や支援等について検討
令和3年度 7月頃 11月頃 (予定)	令和3年度市民会議（第1回～第3回）
	事例に対する配慮や支援等について検討（続き）、 とりまとめ内容について
	周知・啓発方法等について検討